

## VI 政党交付金の使途等の報告

- 1 政党の会計責任者は、政党交付金に係る収支の状況を明らかにするため、政治資金規正法に規定する会計帳簿とは別に、政党交付金に係る会計帳簿を備え、政党交付金による支出等について記載するものとされています。

## 政党交付金による支出

政党のする支出のうち、国から交付された政党交付金を充て又は政党基金（特定の目的のために政党交付金の一部を積み立てた積立金をいい、これに係る果実（利息）を含む。）を取り崩して充てるもの（借入金の返済及び貸付金を除く。）をいい、政党の支部に対する支部政党交付金の支給を含み、支部政党交付金による支出を含まないものとされています。

- 2 政党の支部（1以上の市区町村の区域又は選挙区の区域を単位として設けられるものに限る。以下同じ。）の会計責任者は、支部政党交付金に係る収支の状況を明らかにするため、政治資金規正法に規定する会計帳簿とは別に、支部政党交付金に係る会計帳簿を備え、政党の本部又は他の支部から支給された支部政党交付金による支出等について記載するものとされています。

## 支部政党交付金

政党の本部から支部に対して支給される金銭等で、国から交付された政党交付金を充て又は政党基金を取り崩して充てるものをいい、政党の支部から他の支部に対して支給される金銭等で、支部政党交付金を充て又は支部基金（特定の目的のために支部政党交付金の一部を積み立てた積立金をいい、これに係る果実（利息）を含む。）を取り崩して充てるものを含みます。

## 支部政党交付金による支出

政党の支部のする支出のうち、政党の本部又は他の支部から支給された支部政党交付金を充て又は支部基金を取り崩して充てるもの（借入金の返済及び貸付金の貸付けを除く。）をいい、政党の他の支部に対する支部政党交付金の支給を含みます。

- 3 政党の会計責任者は、12月31日現在で、その年における次に掲げる事項を記載した報告書を、その日の翌日から起算して3月以内（その間に総選挙又は通常選挙があった場合には、4月以内）に、総務大臣に提出するものとされています。

- ・総務交付金の総額、交付を受けた金額及び年月日
- ・政党交付金による支出の総額及び項目別の金額、人件費・高熱水費以外の経費に係るもので1件当たりの金額（数回にわたってされたときは、その合計金額）が5万円以上のものの支出先、支部政党交付金の金額等
- ・政党基金の残高等

- 4 3の報告書には、監査意見書及び監査報告書 領収書等の写し等、支部から提出を受けた支部報告書及び監査意見書、支部報告書の記載事項を集計した総括文書、3の報告書及び支部報告書の記載事項を集計した総括文書を併せて提出するものとされています。

## 監査意見書・監査報告書

政党の報告書には、監査を行うべき者の監査意見書、公認会計士又は監査法人がその監査に基づき作成した監査報告書を添付するものとされています。

また、5の支部報告書には、監査を行うべき者の監査意見書を添付するものとされています。

- 5 政党の支部の会計責任者は12月31日現在で、その年における3の報告書に準じて作成した支部報告書を、その日の翌日から起算して2月以内（この間に総選挙又は通常選挙があった場合は、3月以内）に、支部政党交付金を支給した政党の本部又は支部の会計責任者に提出するものとされています。  
この支部報告書には、監査意見書、領収書等の写し等、他の支部から提出から提出を受けた支部報告書及び監査意見書、他の支部から提出を受けた支部報告書の記載事項を集計した支部総括文書を併せて提出するものとされています。
- 6 政党の支部の会計責任者は、5の支部報告書を提出したときは、提出したその日の翌日から起算して7日以内に支部報告書、監査報告書、支部総括文書を、その支部が所在する都道府県の選挙管理委員会に提出するものとされています。
- 7 総務大臣は、3・4により政党から提出を受けた報告書、支部報告書、総括文書の要旨を、官報により公表します。  
（政党の解散等に際し提出された報告書等についても同様です。）
- 8 3・4により政党から提出された報告書、監査意見書、監査報告書、支部報告書及び支部報告書についての監査意見書、総括文書は、7の公表された日から5年を経過する日まで、総務省で閲覧することができます。
- 9 6により政党の支部から提出された支部報告書、監査意見書、支部総括文書は、7の公表された日から5年を経過する日まで、都道府県選挙管理委員会で閲覧することができます。
- 10 総務大臣は、政党が3・4により提出すべき報告書等を提出しないときは、その政党に対して交付すべき政党交付金の全部又は一部の交付を停止することができるものとされています。